

【週 間】 秋の火災予防運動はじまります！ 11月9日(月)～15日(日)

秋は空気が乾燥し火災が発生しやすい季節です。また、暖房器具など火を使う機会も多くなりますので、日ごろから、火の元の点検に心がけましょう。

●古い消火器は危険です！

消火器の破裂による人身事故が相次いで発生しています。一般に普及している消火器は、レバーを握ることにより、本体容器内部の加圧用ガス容器に穴があき、消火器内の圧力が上昇し粉末薬剤が放出されますが、この時に、老朽化したもの、さびや腐食、キズや変形がある場合、容器が圧力に耐えられなくなり、破裂する場合があります。老朽化したもの、さびや腐食、キズや変形のあるものは絶対に使用しないでください。不用になった消火器は、放置することなく、販売店や製造メーカーなどに回収を依頼してください。

●高島市消防本部予防課

☎(055)54003

【月 間】 青少年相談・あすくる支援 ～11月は青少年育成強調月間です～

高島市少年センターでは、青少年の学校生活や家庭生活での悩みや問題、無職少年の就労・就学に関する相談を受け、必要に応じて「あすくる高島」で支援を行っています。

《青少年相談》

- 学校生活での不安や悩み (友達関係・学校に行きたくない・高校休学や中退・通信制高校の学習など)
○家庭生活での問題 (生活態度・家庭内暴力・自傷行為・深夜徘徊・喫煙など)

※相談は無料です。個人の秘密は守られますので安心してご相談ください。
※落ち着いて相談ができる場所に伺って面接することもできます。
※相談内容により他機関を紹介する場合があります。

《あすくる支援》

あすくる高島では、悩みや課題を抱えている青少年が自分自身を見つめなおし、健やかに成長していくための支援を行っています。
○生活改善 (生活指導、通所支援等)

○自分探し支援

- (カウンセリング、自然体験、スポーツ、文化活動など)
○就学支援 (学習支援、進路相談、復学・進学支援)
○就労支援 (就職相談、職場見学・実習、面接練習など)
○家庭支援 (カウンセリング、ふれあい活動、交流会など)

▼相談日時

月曜日～金曜日まで 9時～17時

▼場 所

高島市少年センター・あすくる高島(高島市教育委員会事務局内)

▼対 象

おおむね中学生から20才までの青少年、保護者、関係者。

●高島市少年センター・あすくる高島

☎☎(055)33204

【固定資産税】

家屋の取り壊し・売買・譲渡をしたら届出を！

固定資産税は、毎年1月1日に所

有されている土地、家屋、償却資産に対して課税される税金です。このため、家屋を取り壊したり、売買、譲渡などしたりした場合、次のいずれかの手続きが必要で

○不動産登記がされている家屋の場合

- ▼窓 □ 法務局または市役所 《取り壊したとき》
法務局で「滅失登記」の手続きをしてください。
・滅失登記が12月31日までに完了しない場合は、「建物滅失届」を市役所税務課または各支所へ提出してください。
《売買、譲渡などをしたとき》
法務局で「所有権移転登記」の手続きをしてください。契約済であっても登記が12月31日までに完了しない場合、平成22年度の納税義務者は変わりません。

○不動産登記がされていない家屋の場合

- ▼窓 □ 市役所 《取り壊したとき》
「建物滅失届」を市役所税務課または各支所へ提出してください。
《売買、譲渡などをしたとき》
「未登記家屋の所有者変更届」を市役所税務課または各支所へ提出してください。(契約書の写し等確認できる書類を添付し

してください)

※届出等が遅れると引き続き課税されますので、お早めに手続きをお願いたします。

※市役所で手続きいただく「建物滅失届」「未登記家屋の所有者変更届」の様式は、高島市ホームページからもダウンロードできます。

●国税務課

☎(055)8110

【手 当】 特別障害者手当等のお知らせ

在宅の重度の心身障がいがある方で、日常生活が著しく制限され、常時介護を要する状態の方に、手当を支給します。

《障害児福祉手当》

▼対 象

20歳未満の方で、身体障害者手帳の1級程度または療育手帳A1をお持ちの方。

▼手当額 14,380円(月額)

◎施設に入所されている場合は対象となりません。

《特別障害者手当》

▼対 象

20歳以上の方で、障害基礎年金

●障害福祉課

☎(055)8516

【奨学金】 高島市高島屋奨学金育英資金 貸与申請受付開始

市では、経済的理由により高等学校・大学等で学ぶことが困難な方に対して、育英資金貸付基金を創設し奨学金として学費の一部を貸し付けています。

▼申請対象

高島市に居住している方または高島市出身者

▼募集人数 若干名

▼貸付額

○高等学校・高等専門学校・特別支援学校(高等部)・専修学校(高等課程)

の1級程度の障がい重複しているのと同程度の障がいがあると認められる方。(おおむね身体障害者手帳の1級程度または療育手帳A1をお持ちの重複した障がいのある方)

▼手当額 26,440円(月額)

◎施設に入所されていたり、3か月以上入院されている場合は、対象となりません。

※ともに、本人および扶養義務者の所得制限があります。

●学校教育課

☎(055)4473

【申請手続】 高島市で開発許可等の業務が始まります

平成22年4月1日から高島市域で行われる都市計画法及び宅地造成等規制法に基づく開発許可申請等の事務処理は、滋賀県知事から高島市長に権限移譲されることから、すべて高島市が行うこととなります。

●住宅監理課

☎(055)0048

【調査協力】 パーソントリップ調査にご協力ください!!

パーソントリップ調査とは、一定の地域における人の動きを調べ、交通機関の実態を把握する調査のことです。この調査は、インターネット上で誰もが参加、回答できますので、ご協力をお願いします。

http://www.keihanshin-pt.com

●滋賀県土木交通部都市計画課

☎077(0528)41822

【登記】 オンライン申請で登記事項証明書手数料が軽減

オンライン申請システムを利用することにより、自宅や事務所からインターネットでの申請や証明書の取得が可能になるほか、登録免許税や手数料が安くなります。

▼オンライン申請時手数料

700円 (窓口請求での手数料)

※詳しくは法務局ホームページをご覧ください。 http://hounkyoku.moj.go.jp